ＣＮＰ通信

2026/4/1
通信№26

4月からスタート
「排出量取引制度」とは？

脱炭素社会の実現に向けて制定されたGX推進法に基づき、2026年4月1日から「排出量取引制度（GX－ETS）」が開始されます。
この制度は、企業のCO2排出量に価格をつける「カーボンプライジング」のひとつであり、国全体の温室効果ガス排出量の削減や、企業の脱炭素に対する開発を促すことを目的としています。

制度の仕組み

排出量取引制度とは、企業ごとのCO2排出量に政府が上限(排出枠)を設け、その枠を企業同士で売買できる仕組みです。

1.政府が企業ごとに排出枠を割り当てる
2.企業は実際の排出量を毎年報告する
3.排出枠より少ない企業は余った枠を売却できる
4.排出枠を超えた企業は、不足分を購入できる

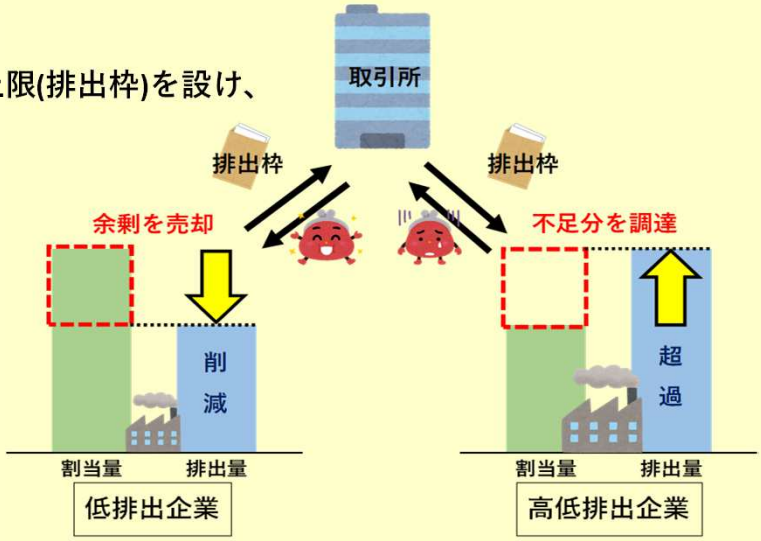

対象企業

制度への参加が義務化される対象企業は、前年までの3年間平均CO2排出量が年間10万トン以上の企業です。この基準に該当する企業は、約300～400社です。これは日本国内CO2排出量の約60％をカバーすると言われています。

今後はCO2排出量の「見える化」と削減への取り組みが企業競争力の重要な要素となってきます。当社としても環境対応と企業価値向上の両立を目指していきましょう。

★ 2026年度 CO2削減量 ★

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
再エネクレジット	¥7,820	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥7,820
再エネクレジット/t-co2	2.01	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	2.01
物流・移動時/t-co2	0.00	5.53	0.12	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	5.65
CO2削減量合計/t-co2	2.01	5.53	0.12	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	7.66
「杉の木」換算	144 本	395 本	8 本	0 本	0 本	0 本	0 本	0 本	0 本	0 本	0 本	0 本	547 本